

## マージン率等の情報提供について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報を提供いたします。  
下記の情報は対象期間を令和4年1月1日から令和4年12月31日までの事業結果におけるものです。

### ① 令和5年6月1日付け 派遣労働者数

7人

### ② 令和5年度 派遣先事業所数(実数)

1事業所

### ③ 令和4年度(令和4年1月1日～令和4年12月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

29,550円(8時間 全業務平均)

### ④ 令和4年度(令和4年1月1日～令和4年12月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

20,750円(8時間 全業務平均)

### ⑤ 令和4年度(令和4年1月1日～令和4年12月31日) マージン率

29.8%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

### ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ( すべての派遣労働者 )

当該労使協定の有効期間の終期 ( 2024/3/31 )

締結していない

### ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
プログラミング能力向上	派遣中	OJT・OFF-JT	無償	有給
マネジメント能力向上	待機中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 営業部 電話番号 06-6243-5170

### ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

特になし

事業所名 メモリーハウス株式会社  
許可番号 派27-303492

(R3.12)